

浸水防止塀設置費 補助金制度のご案内

近年頻発している集中豪雨被害の軽減対策として、過去に浸水被害に見舞われた方、また、今後浸水被害に見舞われそうな方を対象に、浸水による家屋等の被害を防止・軽減するため、新たに設置される「浸水防止塀」に対し、補助金を交付します。

対象者

- ・浸水による家屋の被害が発生する恐れがあると確認できる地区において、浸水防止塀を設置する者

対象とならないもの

- ・各種町税金を滞納している者が設置する場合
- ・国、地方公共団体等が設置する場合
- ・更地に家屋を新築する場合
- ・土地や家屋の売買を業とする者が、営利を目的に所有している土地に設置する場合
- ・外壁工事等を営む個人事業主が自ら設置した際の労務費

補助額

- ・浸水防止塀の設置又は材料費に要する費用の額の2分の1に相当する額
- ・補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額
- ・補助の限度額は、200,000円とする

豪雨による浸水から家屋等を守るため、新たに浸水防止塀を設置する場合に補助します。

※浸水防止塀の設置イメージ図



補助金手続きの流れ

補助金の申請

- ・交付申請書(様式第1)にて申請して下さい。
※見積書及び構造図等も添付して下さい。
※申請者の印鑑も持参して下さい。

補助金の交付決定

- ・審査のうえ交付決定通知書(様式第4)により決定します。

工事着手

- ・申請内容に変更があった場合は、変更承認申請書(様式第6)により変更の手続きをして下さい。
※工事着手からの写真が必要です。

工事完了

- ・請負代金を支払い、領収書をもって下さい。

実績報告書の提出

- ・実績報告書(様式第7)を提出して下さい。
※工事写真も添付して下さい
※請求書及び領収書も添付して下さい。

完了確認検査

- ・町が現地及び写真にて確認検査を行います。

補助額の決定

- ・交付確定通知書(様式第8)により通知します。

補助金の請求

- ・交付請求書(様式第9)を提出して下さい。
※提出の際、金融機関・支店名・口座番号・名義人(補助金申請者)を預金通帳で再度ご確認ください。

補助金の支払

- ・補助金の請求後、町から指定の口座に振り込みます。

※ は申請者(設置者)が行う事務等で、 は町が行う事務等です。

問い合わせ先

扶桑町役場 産業建設部 土木課
〒480-0102扶桑町大字高雄字天道330
TEL(0587)93-1111
FAX(0587)93-2034
<http://www.town.fuso.lg.jp>